

チャレンジショップ運営業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、チャレンジショップを市内創業に向けたチャレンジの場として運営を希望する者からの提案を求め、総合的な観点から最も優れた提案者を公募型プロポーザルにより選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業 務 名 チャレンジショップ運営業務
- (2) 業務内容 別紙「チャレンジショップ運営業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から1年間とする。

3 出店料（チャレンジショップ賃貸料）

無料

4 担当部局（問合せ先及び書類提出先）

〒759-2292 山口県美祢市大嶺町東分 326 番地 1

美祢市観光商工部商工労働課（市役所別館 2 階）

E-mail：shoukou@city.mine.lg.jp

電話：(0837) 52-5224

5 公募スケジュール

実施内容	日 程
プロポーザル開始の公告	令和7年9月1日（月）
参加表明に係る質問書の提出期限	実施要領等公表日から 令和7年9月8日（月）16時30分まで
質問書に対する回答	令和7年9月10日（水）
参加表明書等の提出期限	実施要領等公表日から 令和7年9月22日（月）16時30分まで
参加資格審査	令和7年9月24日（水）
参加資格審査結果通知書の発送 企画提案書類の受付開始	令和7年9月26日（金）
参加資格を満たしていないと判断された者の 審査結果に対する説明要求書の提出期限	令和7年9月30日（火）
企画提案書類の提出に係る質問書の提出期限	参加資格審査結果通知書の発送日から 令和7年10月2日（木）16時30分まで
質問書に対する回答	令和7年10月6日（月）
企画提案書類の提出期限	参加資格審査結果通知書の発送日から 令和7年10月8日（水）16時30分まで
プレゼンテーション及びヒアリング候補者 選定委員会による審査	令和7年10月中旬
企画提案審査結果通知書の発送	令和7年10月中旬
選定されなかった者の審査結果に対する説 明要求書の提出期限	令和7年10月中旬
契約締結	令和7年10月下旬

※説明会は行わない。

※上記日程は全て予定とし、期日等に変更が生じた場合は、企画提案に参加する者に対して改めて通知を行う。

6 参加資格

企画提案に参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 創業（※1）を希望する者又は新規創業者（※2）であること。

※1 令和7年9月1日現在（以下「基準日」という。）において、事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること又は基準日において、事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始することという。

※2 基準日において、創業開始から6か月を経過していない個人又は法人であって、市内にて新たに事業を開始する具体的な計画を有する者をいう。

- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する者若しくは暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金等を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者でないこと。
- (7) 食品衛生法を遵守していること。
- (8) 美祢市内に在住していること又はチャレンジショップ出店までに本市に住民票の異動が可能であること。
- (9) 美祢市内で創業及び出店する意思を有していること。

7 参加表明書の提出

- (1) 提出書類

- ア プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- イ 参加表明者の経歴書（様式第2号）
- ウ 運営実施体制調書（様式第3号）
- エ 参加資格要件に係る申立書（様式第4号）
- オ 市税に滞納がないことの証明書
- カ 所得・課税証明書（直近のもの）

- (2) 提出期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月22日（月）の16時30分まで

※受付時間は平日の9時から16時30分までとする。

郵送の場合は令和7年9月22日（月）必着とする。

- (3) 提出先

「4 担当部局（問合せ先及び書類提出先）」に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。ただし、郵送の場合は、提出書類の到着通知は行わないため、提出者が必要に応じ追跡可能な郵送方法を検討すること。

(5) 質問について

参加申込提出書類に関して質問がある場合は、以下の内容に従い、質問を行うこと。

ア 提出書類

参加表明に係る質問書（様式第5号）

イ 提出期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月8日（月）の16時30分まで

ウ 提出先

「4 担当部局（問合せ先及び書類提出先）」に同じ

エ 提出方法

電子メールにて提出すること。なお、件名は「公募型プロポーザル参加表明に係る質問書」とし、送信したのち、受信確認の電話をすること。

オ 回答方法

令和7年9月10日（水）16時30分までに質問者に対して電子メールで回答するとともに、市ホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また同趣旨の質問については、一括して回答する。

8 参加資格の審査及び結果の通知

(1) 審査結果の通知

参加表明をした者の参加資格を審査し、審査結果を参加表明者全員に対して、参加資格審査結果通知書をメール及び郵送にて通知する。参加資格を満たしていないと判断された者に対しては、その理由を付して通知する。

(2) 審査結果に対する説明要求

参加資格を満たしていないと判断された者は、以下の内容に従い、説明を求めることができる。

ア 提出書類

参加資格審査結果に対する説明要求書（様式第6号）

イ 提出期間

参加資格審査結果が届いた日から令和7年9月30日（火）の16時30分まで

ウ 提出先

「4 担当部局（問合せ先及び書類提出先）」に同じ

エ 提出方法

電子メールにて提出すること。なお、件名は「公募型プロポーザル参加資格審査結果に対する説明要求書」とし、送信したのち、受信確認の電話をすること。

9 企画提案書等の提出

参加資格審査結果通知により参加を認められた者は、下記のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 提案書等提出書（様式第7号）1部
- イ 企画提案書（任意様式）10部 ※メールの場合はPDFデータ
仕様書を参照の上、項目順に作成すること。用紙はA4サイズとし、頁数は表紙・目次を除き10ページ以内とする。
- ウ 提案書データのCD-ROM 1枚 ※メールの場合は不要

(2) 提出期間

参加資格審査結果が届いた日から令和7年10月8日（水）16時30分まで
※受付時間は平日の9時から16時30分までとする。
郵送の場合は令和7年10月8日（水）必着とする。

(3) 提出先

「4 担当部局（問合せ先及び書類提出先）」に同じ

(4) 質問について

企画提案書類に関して質問がある場合は、以下の内容に従い、質問を行うこと。

- ア 提出書類
企画提案に係る質問書（様式第8号）
- イ 提出期間
参加資格審査結果が届いた日から令和7年10月2日（木）16時30分まで
- ウ 提出先
「4 担当部局（問合せ先及び書類提出先）」に同じ
- エ 提出方法
電子メールにて提出すること。なお、件名は「公募型プロポーザル企画提案に係る質問書」とし、送信したのち、受信確認の電話をすること。
- オ 回答方法
令和7年10月6日（月）16時30分までに質問者に対して電子メールで回答するとともに、市ホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。
なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。
また、同趣旨の質問については、一括して回答する。

10 企画提案書の審査

(1) 審査方法

- ア 企画提案書の提出があった者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、市が設置する「チャレンジショップ運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において選考の上、最優秀者及び次点者を選定する。
- イ 審査にあたっては、選定委員会の各委員が選定基準に基づき採点し、満点の6割以上である提案を行った者のうち評価点の合計が最も高い提案をしたものを契約

候補者とし、次に高かった者を次点の事業者として選定する。

ウ 最高得点者が複数の場合は、審査会で協議の上、決定する。なお、参加者が1者の場合でも審査を行うが、最低基準点（6割）を満たさなかった場合は、選定しないものとする。

(2) 審査基準

別紙「チャレンジショップ運営業務公募型プロポーザル審査基準」のとおり

(3) ヒアリング審査（プレゼンテーション）の実施

ア 実施日、会場、集合時刻等については、別途電子メールにて通知する。

イ 出席者は2名以内とし、責任者を含むものとする。

(4) 実施方法

ア 説明は、運営実施体制調書（様式第3号）に記載された者のうち、いずれかの者が行うこととするが、質疑応答に関しては提案書等提出書（様式第7号）に記載されたプレゼンテーション出席者のいずれかが行ってもよい。

イ 1参加者あたりの所要時間は、準備5分程度、プレゼンテーション15分以内、ヒアリング10分程度とする。

ウ パワーポイント等を使用しプレゼンテーションを行う場合は、使用する機器について各自で用意すること。

エ 持ち込んだ機材が正常に作動しない場合や、故障などによる使用制限が発生した場合の対応を想定しておくこと。

オ 75型ディスプレイ及びHDMIケーブルは、本市にて用意する。

カ プレゼンテーションは非公開とする。

(5) 留意事項

ア 感染症流行等の社会情勢により、プレゼンテーション審査が開催困難な場合には、別途方法を検討し、参加表明した者に連絡する。

イ 事前に提出した企画提案書の資料以外は使用しない。ただし、当該提案書からの抜粋資料に限り配付を認める。

ウ プレゼンテーションに出席しない場合は失格とする。ただし、交通機関の事故など真にやむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

11 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査の結果は、審査終了後、速やかに全ての参加者に文書で通知する。

(2) 審査結果に対する説明要求

企画提案審査において選定されなかった者は、以下の内容に従い、説明を求めることができる。

ア 提出書類

企画提案審査結果に対する説明要求書（様式第9号）

イ 提出期間

審査結果が届いた日から1週間以内（※審査結果通知に記載予定）

ウ 提出先

「4 担当部局（問合せ先及び書類提出先）」に同じ

エ 提出方法

電子メールにて提出すること。なお、件名は「公募型プロポーザル企画提案審査結果に対する説明要求書」とし、送信したのち、受信確認の電話をすること。

12 失格・無効

次に掲げる事由に該当する場合は、プロポーザルへの参加又は運営事業者の決定を取り消すこととする。

- (1) 上記 6 に掲げる参加資格の各号を満たさなくなったとき。
- (2) 提出方法、提出期限等が守られなかったとき。
- (3) 企画提案書作成に係る不正行為が認められたとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 参加者による業務の履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- (6) 著しく社会的信用を失墜する行為があった場合など、参加者が運営者としてふさわしくないと市長が認めたとき。
- (7) その他不正な行為があったと市長が認めたとき。

13 契約内容の協議及び契約

契約候補者との契約にあたっては、選定された提案内容を基に、細部について市と協議した上で締結する。なお、協議に必要な資料については、契約候補者が作成する。

また、契約候補者が何らかの理由により契約締結できなかった場合、次点の者と契約に向けた協議を行うものとする。

14 留意事項

- (1) 参加申込書及び企画提案書の提出は、1 者につき 1 案とする。
- (2) 提出書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出後の書類の修正又は変更は、原則認めない。
- (4) 提出書類は審査以外の目的には使用せず、一般に公表しない。ただし、美祢市情報公開条例（平成 20 年美祢市条例第 9 号）に基づく開示請求があったときは、開示の対象文書となる。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (6) 提出書類は原則返却しない。
- (7) この企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。
- (8) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。

- (9) 提出書類に記載された責任者及び担当者は、市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (10) 本プロポーザルの参加を取り下げる場合は、速やかに「4 担当部局（問合せ先及び書類提出先）」まで連絡するとともに、プロポーザル参加辞退届出書（様式第 10 号）を提出すること。